

Title	歴史と鑑戒：『読史余論』における新井白石の驕奢論
Sub Title	Arai Hakuseki's historical thought
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2018
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.110, No.4 (2018. 1) ,p.573(213)- 582(222)
JaLC DOI	10.14991/001.20180101-0213
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20180101-0213

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

歴史と鑑戒

——『読史余論』における新井白石の驕奢論——

寺出道雄*

(1) はじめに

新井白石は、その「古史通読法凡例」において、「史は実に拠て事を記して世の鑑戒を示すものなり」(p.212.)と述べる⁽¹⁾。歴史を叙述する目的は、史実をもって事を記して、現代への教訓・戒めを与えることにある、と言うのである。この文言は、白石の歴史への関心の根底にある思考を端的に示したものである、と言えるであろう。

それでは、その現代への教訓・戒めとは具体的にどのようなことを意味しているのだろうか。本稿では、その点を、白石の歴史的な著述の代表作の1つである『読史余論』の「下」の、「足利殿、北朝の主を建られし事、并に室町家代々將軍の事」における、足利 8

代將軍義政の驕奢についての叙述を読むことを通じて考えていく。

以下、(2)の「足利義政の驕奢」では、『読史余論』における足利義政論を、彼の驕奢に焦点を当てて読む。(3)の「鑑戒」では、(2)で見た白石の叙述が、如何に——白石にとっての——現代への教訓・戒めとなっていたのかを見る。(4)の「おわりに」では、以上の(2)(3)での検討が示唆することを簡単にまとめる。そうした本論の後の「補遺」では、本論での考察に関連して、白石その人の財政思想について、ごく簡単にふれる。

ちなみに、『読史余論』の原本の清書が出来上がったのは、享保年間に入ってからである。しかし、その手稿は、白石が、「正徳二年春夏之間、坐を賜て古今を論じ申せし時の講章の草本也」(p.583.)⁽²⁾と述べているように、1712

* 慶應義塾大学名誉教授

(1) 引用の後の括弧内のページ数は、引用した版におけるページ数を示す。以下の他の古典の引用についても同様である。『読史余論』の引用は、主に、『思想大系』版。『折たく柴の記』の引用は、主に、『岩波文庫』版からである。例外は、注記した。

(正徳2)年に、彼が、徳川6代将軍家宣に歴史を講じたときに成ったものである。

(2) 足利義政の驕奢

1. 足利幕府は、1338(暦応元)年に足利尊氏が征夷大将軍に任じられてから、1573(天正元)年に15代将軍義昭が織田信長によって追放されるまで、236年にわたって続いた。もっとも、その前期のうち、1392(明徳3)年に南北朝の合体がおこなわれるまでは、南北朝時代と呼ばれることがあり、その後期のうち、1467(応仁元)年に応仁の乱が開始されてからは、戦国時代と呼ばれることもある。したがって、狭義の足利時代、ないし室町時代はより短いことになる。

いずれにせよ、白石は、この足利時代が最初の純粋な武家政権の時代であったと捉えた。

白石は、『読史余論』において、9世紀における摂関政治の開始から、17世紀における徳川幕府の創始までを、「本朝天下の大勢、九変して武家の代となり、武家の代また五変して当代におよぶ」(p.184.)ものと捉えた。その場合、鎌倉幕府の成立と、北条氏による執権政治の開始は、武家の興隆による時代区分での一変、二変に当たると同時に、朝廷の衰亡による時代区分での六変、七変に当たっている。そして、建武の中興は、朝廷の衰亡による時代区分での八変とされる。これに対して、足利氏による幕府の創始とそれに2年先立つ

北朝の創設・南北朝の分立は、武家の興隆による時代区分での三変に当たるとされるときにも、朝廷の衰亡による時代区分での最後に当たる九変とされるのである。こうした時代区分の方法に示されるように、白石の認識によれば、北朝は武家が武家のために建てた王朝であり、「尊氏より下は、朝家はたゞ虚器を擁せられしまゝにて、天下はまつたく武家の代とはなりたる」(p.186.)のであった。

そして、白石によれば、こうして朝廷による統治が武家による統治に移り変わったことは、根柢のあることであった。彼は、足利尊氏についてこう述べる。

「此人、つるに武家の棟梁となられし事は、公家の政務の、ことのほかに武家の世におとれることを士民よくしりぬれば、誰にもおはせ、武家の代を興し給はん人を君とし参らせむと、天下のおもひしたひしに、幸いに此人、朝敵となられし故に、其名をばにくむといへども、其实をしたひき。」(p.356.)

「士民」は、公家の世よりも武家の世を期待したので、たとえ「朝敵」の名を被っていても、武家である尊氏の世という実を望んだ、と言うのである。

その場合、そもそもが、武家による統治の実現は、天による応報の結果であった。

「中世より此かた、喪乱の際、節をしり義をおもひ、力をつくし死を致すは、たゞ武人のみなり。世すこしもおだやかになりぬれば、高位厚禄に居て、武人をば奴婢・雑人のごとく

(2) 『読史余論』の原文は、参考文献にある『思想大系』版と『全集』版とで若干の違いがある。この引用箇所は、『全集』版からのものである。

なお、『全集』版の仮名がカタカナであるのは、ひらがなに直した。

おもひなし、世みだれぬれば、捧首鼠竄して、一人も身をふるひ忠を致すものなきは、公家と僧法師のみなり。おもへば、国の蠹害とは此輩をぞいふべき。されば、天道は天に代りて功をたつる人にむかひ給ふことよりはなれば、そののちの代に武家世をしり給ふ事、その故ある事と覚ゆる也。」(p.377.)

天は、怯懦な公家階級を見放し、勇敢な武家階級に報いたのである。高德の人ではなかった尊氏の統治がもたらされたのも、その階級としての武家への天の応報の一環であった、ということになる。前の引用との関連で言えば、朝敵という名ではなく、武家の世という実に天意が働いていた、ということである。

2. こうして成立した足利幕府は、3代將軍義満の時代に繁栄の絶頂を迎えたとされる。しかし、白石によると、その義満の時代には、すでに足利將軍家の政治の乱れが萌していた。

「按ずるに、天下や、定りぬるに及ては、驕侈必らず生ずる事にや。記のしるす所をみるに、室町家の政みだれしこと、すでに義満の代に萌して、義教の代に長じて、義政の時に至りて極れるなり。」(p.396.)

文中の「記」とは、『応仁記』のこと。また、「義教」は、義満の子・義政の父で6代將軍である。

「天下乱むとては、驕恣の主出て、しかも天下に臨み給ふ事、年久しきものと見えたり。義満の治世四十一年、此時天下や、定りて武家の礼式に備れるやうに、世には申伝ふれども、此代に世憂苦しみて諸大名の恨み憤れること、尤多かりき。これたゞ、上一人の驕奢によれる所也。されど室町殿の代のさかりな

る時なれば、うごきなく世をも保ち給へり。」(p.396.)

足利將軍による驕奢は、義満の時代に始まっていた。しかし、その時代にはまだ幕府の繁栄が頂点にあったので、將軍の驕奢によっても、世に大きな混乱は起きなかった、と言うのである。なお、義満の治世は、將軍引退後の期間を含めて、40年である。

3. だが、8代將軍義政の時代に至って、將軍の驕奢は、天下に大乱をもたらすまでになる。すなわち、「義政の代に天下みだれし事、その根本はその驕奢より起れり」(p.398.)と言えるのである。

天下の「みだれ」とは、何よりも応仁の乱(1467(応仁元)年~1477(文明9)年)を指している。応仁の乱は、足利義視(義政の弟)と義政・義尚(義政の子で9代將軍)との、家督相続を巡る争いに端を発する。その家督争いは、共に有力な守護である細川勝元(義視の側に付く)と山名宗全(義政・義尚の側に付く)との対立をも巻き込んだ抗争に発展し、京都を荒廃させた、11年にわたる戦乱となったのである。この応仁の乱が、足利幕府の歴史の大きな画期となったことは、先に述べた通りである。

さて、白石は、その義政について、『応仁記』を引いて、「義政、かつて人の費に乗ずることを知り給はず、心恣にもたせ給ひて仁政を下し給ざる」(p.395.)とする。

『応仁記』に挙げられているのは、以下のような驕奢である。

まず、「御晴」の頻繁な挙行である。「御晴」とは、貴人の催す盛大な行事のことである。

「若五六年に一度あらむ御晴さへ、諸家由々敷大儀ぞかし。しかるに五年の中、九ヶ度迄執行れしこそ悲しけれ。……これによりて諸家の大嘗、万民の費え、言語の不_レ及ところ也。」(p.395.)

その「九ヶ度」とは、後世まで「九度の晴儀」として伝えられた、大将拝賀、河原の猿楽、天皇即位、八幡参宮、春日社参宮、大嘗会、伊勢参宮、花の御幸である⁽³⁾。

また、「花御所」の装飾を始めとした豪華な建築の実施である。

「花御所の薨、珠玉をみがき金銀をちりばむ。其費六十万緡。并に高倉御所義政の御母御台(所)のちに入給ふ腰障子、一間の値二万銭也。これを以てその厳麗をはかるべし。」(p.395.)

こうした驕奢が、義満の時代の北山文化に対する東山文化に帰結したわけである。東山文化の達成は、今日でも、義政が將軍からの引退後に造営した銀閣に見ることができる。

しかし、こうした驕奢のために必要な経費の調達は、民間に対しての苛斂誅求に帰結していった。

「これを以て諸国土民百姓に課役をかけ、段銭・棟別を色々の様をかへて譴責すれば、国々の名主・百姓は耕作をしえず、田畠を捨て乞食し、足手にまかせてもだへ行_ク。」(p.395.)

「段銭」とは、土地にかけられる臨時税のこと。「棟別」とは、家屋にかけられる臨時税のことである。

「当御代となりて倉役の臨時繁くかゝりしかば、大嘗会の有し霜月には臨時九ヶ度、臘月

に八ヶ度也。」(p.395.)

「倉役」とは、土倉にかけられる臨時税のこと。

さらに、義政は、「徳政」をもおこなった。「彼借錢を破らむとて、前代未聞の徳政といふ事を言ひだして、此御代に十三度迄行れれば、倉方も地下方も皆絶はて、夏の世の民の「此日いづくむぞほろびん、我、備と俱に亡びん」、といひしがごとし。」(p.395.)

そして、『応仁記』の著者は、こうした苛政にもとづく驕奢をなした特権層の人々の心性の根底には、次のようなデカダンスが存在したことを指摘する。東山文化を理解する上でも興味深い記述であるので、挙げておこう。

「天下は破ればやぶれよ、世間はほろびばほろびよ、猶いやましに懸取て、他より一段美をみがくやうに振舞わんとする。」(pp.395-396.)

4. このように『応仁記』を引いて義政の驕奢を記した白石は、『書経』に「内に色荒を作り、外に禽荒を作し、酒を甘しとし、音を楽しみ、宇を峻くし、墻に雕む。此に一つ有せば未だ亡ば不る或ず」等とあることを述べて、義政の人物像についてこうまとめる。

「誠なるかな。これらの事、身に一つありてだに、家をも国をもほろぼすべし。ましてや、此公方には、一つとしてかくる所もなくおはしければ、世のみだれしもことほり也。これらは、天の禍にはおはせず、皆みづからとり給ひし所ぞと申すべき。」(p.404.)

そして、白石は、義政の治世の足利時代史上における位置づけについては、こうまとめ

(3) 9つのうちの1つ、「観桜会」の記述を欠く。

るのである。

「義政の治世は四十九年也。此時に至りて天下の乱すでに起りしかど、その事の因は皆々義満の代に萌して、義教の代に長じける也。況や四十九年がほど驕奢を恣にし給ひて、天下の大名も下民もくろしみきはまりしかば、室町殿の代は終にほろびし也。此代にほろびうせ給ざりし事は、世に英雄の人もなく、一つには天下久しく將軍の威に服せしいはれあるが故也。」(p.396.)

逆に言えば、「英雄の人」——戦国大名たち。究極的には織田信長——の登場する世をむかえれば、足利家の命運は尽きはてることになるのである。なお、義政の治世は、將軍引退後の期間を含めて、応仁の乱をはさんで、42年である。

(3) 鑑戎

1. それでは、白石は、足利義政における驕奢の問題から、どのような「鑑戎」を得ようとしたのであろうか。

その点を見るために、まず、『読史余論』の足利將軍論における次のような叙述に注目しておこう。

「天下の乱といふものは、そのよる所、端多しといへども、その根本は、天下の財つきて民窮りて、大名貧しくなれるより、事起るな

り。神祖、府庫の金銀を御覧じて、「此金銀、半にならむ時に、天下はやゝみだるべし」と仰られし。誠にふかき神慮ありと覺る也。」⁽⁴⁾
(p.396.)

ここで、「神祖」とは、徳川家康のことである。

白石は、『折たく柴の記』において、1709(宝永6)年に徳川6代將軍となった家宣から当面の財政問題について諮問されたとき、側用人の間部詮房から聞いたこととして、次のように伝えている。

「神祖の御時黄金千枚づゝを以て大法馬をつくられて、「行軍守城之用、莫_レ作_二他費_一」と銘ぜられしもの候なるを承りぬ。「これらの物はいかに候やらむ」と申すに、其事をも問はせ給ひしに、「それもたゞ一つ二つをとゞめおかれて、其余は皆々新金の料となされしと申す也」と答へらる。」(pp.147-148.)

「法馬」とは、分銅のこと。重量は、1つ40貫あった。家康の時代と万治年間に計30個が作られたが、1676(延宝4)年に7個、1681(天和元)年に10個が金貨に鑄造され、残りは、元禄年間に金貨に鑄造されたという。

この「大法馬」の溶解による金貨の鑄造の開始、すなわち幕府による蓄蔵金の取り崩しの開始は、幕府の財政の悪化が、延宝年間にははっきりとしたものとなっていたことを示している。

(4) 興味深いことは、荻生徂徠が「太平策」において次のように述べていることである。

「何れの世でも風俗壊れ、奢侈長ずれば、上下ともに困窮し、財用尽るゆへ、姦究繁く、盜賊起り、乱世になること、万古一徹也。」(pp.458-459.)

奢侈が社会に混乱をもたらすという認識は、白石・徂徠の双方に共通したものであった。

なお、以上の引用における仮名は、カタカナをひらがなに直した。

また、白石は、同じく『折たく柴の記』で、勘定奉行荻原重秀の証言として、元禄期の財政の状況について、次のように伝えている。

「前代の御時、歳ごとに其出る所の入所に倍増して、国財すでにつまづきしを以て、元禄八年の九月より金銀の製を改造らる。これより此かた、歳々に収められし所の公利、総計金凡、五百万両。これを以てつねにその足らざる所を補ひしに、同じき十六年の冬、大地震によりて傾き壊れし所どころを修治せらるるに至て、彼歳々に収められし所の公利も忽ちにつきぬ。」(pp.144-145.)

1695(元禄8)年の金貨の改鑄では、慶長小判における金含有率86.7%が、57.4%にまで低下させられた。この「大法馬」の残りをもちいた元禄金(「新金」)の発行による「公利」、すなわち「出目」(改鑄益)の総計「凡、五百万両」も、元禄地震からの復旧のための支出もあって、使いはたされてしまったのである。

いずれにせよ、家康の認識によれば、幕府の蓄蔵金が半減しただけで「天下はやゝみだる」のであるから、蓄蔵金の減少・消失という点からすれば、元禄期には、幕府の財政は、危機的状況に達していたことになる。

そして、元禄期の後にも、1712(正徳2)年に荻原重秀が罷免されるまでは、宝永期・正徳期においても、金銀貨の増鑄・悪鑄による財政赤字の弥縫策が、引き続き採られていたのである。

2. こうした、本来軍事専用であったはずの蓄蔵金の利用までを必至とした幕府の財政危機の原因は、どのようなものであったのであ

ろうか。

端的に言えば、それは、前出の引用にあるように、「前代の御時、歳ごとに其出る所の入所に倍増して、国財すでにつまづきし」ことにあった。

「前代」とは、5代将軍綱吉のことである。彼の治世は、「天下に臨み給ふ事、年久しきもの」であり、1680(延宝8)年から1709(宝永6)年まで30年にわたった。その間における支出の増大によって、幕府の財政は大きく悪化したのである。

徳川時代における幕府の財政の具体的な状況は、残存史料の少なさから把握が困難であるとされる。そうした中で元禄期における財政構造の変化をよく示すものとして、大野(1996)の叙述によって、1684(貞享元)年頃、すなわち綱吉の治世の初期と、1692/1693(元禄5/6)年頃、すなわち綱吉の治世が進んだ頃の幕府の財政状況の比較を表示しておこう(表参照)。

それによれば、財政支出の内訳において、後者の年次における将軍家政経費と作事普請経費の比率が、前者の年次におけるそれらの経費の比率を上回っていることが注目される。とりわけ、作事普請経費においてそのことは顕著である。

このことは、元禄期に入って、幕府の財政支出が、収入がほぼ不変である中で、作事普請経費を中心とした将軍の驕奢によって、膨張していき、財政赤字が生じていたことを推測させるであろう。

事実、同じく大野(1996)によれば、『徳川実記』に見える幕府による江戸を始めとした各地における寺社修復・修復料下賜は、元禄

表 金換算による幕府の財政

	1684 年頃	1692/1693 年頃
収入総計	1,169,500 (100)	1,165,500 (100)
支出総計	883,000 (100)	1,274,550 (144)
差引	286,300	△105,400
支出内訳		
切米役料等	48.3	36.5
遠国経費	28.4	19.4
将軍家政経費	13.4	18.1
作事普請経費	8.6	24.6

出所) 大野 (1996) pp.200-202. 表 11 を含む。

- 1) 収入・支出総計の単位は両。収入・支出総計の括弧内は、1684 年頃を 100 とした指数。なお、「1692/1693 年」は、元禄の改鑄以前であるから、兩年次の収入・支出総計は、共に慶長金で計られていることになる。
- 2) 数値は概数なので、計算は一致しない。
- 3) 支出内訳は、それぞれの年次の支出総計を 100 としたの百分比。

期のみで計 59 件に上っている⁽⁵⁾。綱吉は、「寺社修復マニア」とも評しうる人だったのである。この点について、白石は、『読史余論』において、「今の代におよぶ迄、国の蠹害をなす事の、東山殿の代より初まれる事どもいくらもあり」(p.403.)として、その第 1 に次の点を挙げるのである。

「此公方は、宮室を治め園池をひろめ給ふ事を好み給ひき。今も東山に銀閣などの遺跡侍り。今もこれらの事このめる人、かの代の事をおもひしたひて、民力を殫し国財を費すこと多かり。」(p.403.)

3. 前述のように、家康の判断を用いれば、元禄期において、幕府の財政は危機的状況にまで達していた。白石は、そうした財政の危機が、将軍の驕奢によって生じたことは、足利

将軍義政の場合にも、徳川将軍綱吉の場合にも同様である、と認識した。そして、そのような認識のもとで、家宣に対する歴史の進講において、家宣に義政——すなわち綱吉——の轍を踏まないように警告したのである。この点で言えば、進講がおこなわれた 1712 (正徳 2) 年「春夏」は、白石が、決死の覚悟をもって、改鑄政策を主導することで放漫な財政運営を支えてきた、勘定奉行萩原重秀の罷免を家宣に迫り、ついに彼を罷免に追い込んだ事件 (同年 9 月) の直前でもあったことを想起してよいであろう。また、この年の春、白石は、大奥に舞妓が多いことについて、家宣に諫言してもいる。

6 代将軍家宣、7 代将軍家継の治世は共に短命 (それぞれ、4 年) であった。特に、家継は、

(5) 大野 (1996) pp.214-216.

(6) 『読史余論』の足利義政論が、徳川幕府への「警鐘」であったことの先行的な指摘は、藤田 (2012) にある。

幼児のうちに將軍職に就き、幼児期を脱するや死した。したがって、彼らには驕奢に耽ろうにもその時間的な余裕は与えられなかったのである。しかし、もし、その2代の將軍の治世が長かったなら、彼らが驕奢に耽らなかったという保証はない。特に、徳富（1936）が『文廟外記』や『三王外記』を引いて述べるところによれば、家宣は、好学の人であると同時に、欲望——酒色——に耽溺する性向の持ち主でもあった。⁽⁷⁾

そのような家宣の性向を知り尽くし、また、未だ彼に死が迫っていること——インフルエンザによる家宣の死は、1712（正徳2）年10月——を知るべくもなかった白石にとって、前將軍綱吉をあからさまに批判することは出来ない以上、足利義政の驕奢について論評することは、文字通りに「世の鑑戒を示すもの」だったのである。⁽⁸⁾

(4) おわりに

以上、歴史叙述における現代への鑑戒ということについての白石の考えを、その足利義政論における驕奢についての叙述を通じて見

てきた。

「歴史の教訓・戒め」というと何やら黴臭い道徳談義を連想させる。確かに、それは道徳的な訓戒なのである。しかし、それは現実的な意味を欠いた訓戒ではなかった。一藩あるいは日本全体の財政収入を「重商主義」的な方策によって増大させようという議論が出現するのは、18世紀の後半に至ってであった。そうした思考が出現するまでは、財政の均衡を図る道は、基本的には、「入るを量りて以て出づるを為む」という伝統的な方策に求めるしかなかった。そして「入るを量」らずにおこなわれる財政支出のうちで大規模なものは、大災害に対処するための臨時的支出を除けば、権力者の驕奢による支出であった。その顕著な実例は、現に白石が直面した幕府財政の危機をもたらす原因となった、綱吉時代の財政運営であった。

白石は、家宣に対して、綱吉のような財政運営を繰り返すなら、徳川家の幕府が足利家の幕府と同様に、戦乱の中での衰亡の道をたどるしかないことを、足利義政論を借りて警告したのである。足利幕府は、前述のように、徳川幕府に先行する最初の純粋な武家の政権

(7) 徳富（1936）pp.274-279.

(8) 徳富（1936）が引く「鳩巢手簡」に、家宣が、「後々御国用饒かに相成候はゞ」（p.278.）という限定つきで、「聖廟」「宗廟」（同上）の造営計画をもっていたことが述べられている。「聖廟」は孔子廟、「宗廟」は家康廟のことである。この計画は、白石も支持していたようである。「聖廟」「宗廟」は、一般の寺社とは異なるということであろうか。

いずれにせよ、白石の感化を強く受けていた、現に生きていた限りでの家宣は、当面する課題が財政の健全化であることそのものは了解していたことになる。

なお、『折たく柴の記』によれば、白石は、宝永6（1709）年に、朝鮮使節を迎えるための、「西郭門」（「芝口御門」）の造営を建言し、容れられている。（pp.165-166.）その造営は、彼の認識では、「日本国王」（pp.197-199.）である將軍の權威を対外的に示すために必要な支出である、ということだったのであろう。

であった。したがって、その興亡の歴史を探ることは、徳川幕府の長期の安定を図るために必須の課題だったのである。

補遺

家宣・家継の治世は、先にふれたように、共に短いものであった。そして、その間、幕政の中枢にあった白石の関心は、財政問題そのものよりも物価問題におかれた。すなわち、元禄期から宝永期を経て、正徳期の初頭まで、財政支出の増大をまかなうために、頻繁に繰り返された金銀貨の増鑄・悪鑄によってもたらされた急激なインフレーションを、金銀貨の減鑄・良鑄によって終息させることが優先されざるをえなかったのである。

しかし、彼の、狭義の財政政策としては、勘定吟味役を設置したことに注目しておいた方がよいであろう。

勘定吟味役の設置は、萩原重秀の罷免と同年、1712(正徳2)年にそれに先立ってなされたのである。その勘定吟味役の役目は、『折たく柴の記』によれば、次のようなものであった。

「一つには、御料の貢并に御代官の能否、二つには貢米の曹運、三つには河堤等を始めて土功の事共、四つには、道中駄伝の事、五つには、諸国金銀銅山の事、これらの事を考しめらるべきもの也。」(p.254.)⁽⁹⁾

1は、当時、「御領の百姓等進する所のむかしにかはれりとも聞えねど」(p.254.)、石高の2割8分9厘にまで減少していた御料の年貢

の幕府への納入率を、代官所の綱紀を肅正することによって、増加させること。2は、年貢の海上輸送における遭難による損失を防ぐこと。3は、河堤の修築経費を、代官所の綱紀を肅正することによって、減少させること(pp.254-255.)。4・5については、具体的な説明は無い。しかし、4は、年貢の陸上輸送を改善すること、5は、幕府の手によって御料・私領を問わず、金銀銅山の開発を図ること、であろう。5については、「改貨議」に具体的な説明(pp.62-68.)がある。

ここで、1・3において、問題の解決を、綱紀の肅正による代官所の中間取得の防止に求めていることは、いかにも白石らしいとも言えるし、彼の財政思想の「限界」を示すものであると見ることも出来るであろう。

しかし、「入るを量」と言うとき、彼が、その「入り」を固定的なものと考えていたのではないことには着目しておいてよいであろう。なお、「改貨議」における鉞山開発論は、極めて積極的なものであるので、注目されてよいと思われる。

主要参考文献

- 新井白石(1975)『読史余論』以下に所収。松村明・尾藤正英・加藤周一編『新井白石』岩波書店。
———(1977)『読史余論』以下に所収。国書刊行会編『新井白石全集』第三卷、国書刊行会。
———(1977)「古史通説法凡例」以下に所収。国書刊行会編『新井白石全集』第三卷、国書刊行会。

(9) この引用箇所、「岩波文庫」版には明らかな誤植があるので、『全集』版によって補正した。

———— (1977)『折たく柴の記』以下に所収。
国書刊行会編『新井白石全集』第三卷，国
書刊行会。
———— (1999)『折たく柴の記』岩波文庫。
———— (2015)「改貨議」以下に所収。寺出道
雄『新井白石の経済学——付注と考察——』
日本経済評論社。
荻生徂徠 (1973)「太平策」以下に所収。吉川
幸次郎・丸山眞男・西田太郎・辻達也編
『荻生徂徠』岩波書店。
大野瑞男 (1996)『江戸幕府財政史論』吉川弘
文館。
ケイト・W・ナカイ (平石直昭・小島康敬・黒

住真訳) (2001)『新井白石の政治戦略——
儒学と史論——』
近藤萌美 (2012)「新井白石の政治論——『読
史余論』を中心に——」以下に所収。『寧
楽史苑』57号。
徳富猪一郎 (1936)『元禄享保中間時代』『近世
日本国民史』第20巻。
尾藤正英 (1975)「新井白石の歴史思想」前掲
『新井白石』に所収。
藤田覚 (2012)「解説 「徳川王朝」への警鐘」
後掲『新井白石「読史余論」』に所収。
横井清訳 (2012)『新井白石「読史余論」』講談
社学術文庫。